

◎佐賀県条例第27号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第31条の2 災害応急作業等手当は、<u>人事委員会規則で定める職員が異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う応急作業その他の人事委員会規則で定める危険な作業に従事した場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき840円（作業が著しく危険であると認められる区域で行われた場合その他の人事委員会規則で定める場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額以内の額を加算した額）を超えてはならない。</u></p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第31条の2 災害応急作業等手当は、<u>次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>人事委員会規則で定める職員が異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う応急作業その他の人事委員会規則で定める危険な作業に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、職員が人事委員会規則で定める作業に従事したとき。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる場合 作業に従事した日1日につき840円（作業が著しく危険であると認められる区域で行われた場合その他の人事委員会規則で定める場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額以内の額を加算した額)</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる場合 作業に従事した日1日につき4万円</u></p> <p>3 <u>第1項第1号の職員が著しく異常かつ激甚な非常災害で当該非</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、<u>第31条の2第1項</u>に規定する職員が東日本大震災に対処するため<u>同項</u>に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、<u>同条第2項</u>の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき2,520円を超えないものとする。</p>	<p><u>常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため同号に規定する作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合における第1項の手当の額は、前項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき2,520円を超えてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、<u>第31条の2第1項第1号</u>の職員が東日本大震災に対処するため<u>同号</u>に規定する作業に引き続き5日以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、<u>同条第2項第1号</u>の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき2,520円を超えないものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。